

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成20年12月4日(2008.12.4)

【公表番号】特表2008-518007(P2008-518007A)

【公表日】平成20年5月29日(2008.5.29)

【年通号数】公開・登録公報2008-021

【出願番号】特願2007-538989(P2007-538989)

【国際特許分類】

A 6 1 K	9/72	(2006.01)
A 6 1 K	47/18	(2006.01)
A 6 1 K	38/00	(2006.01)
A 6 1 P	11/00	(2006.01)
A 6 1 P	17/00	(2006.01)
A 6 1 P	19/00	(2006.01)
A 6 1 P	31/06	(2006.01)
A 6 1 P	31/12	(2006.01)
A 6 1 P	31/16	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 K	39/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	9/72	
A 6 1 K	47/18	
A 6 1 K	37/02	
A 6 1 P	11/00	
A 6 1 P	17/00	
A 6 1 P	19/00	
A 6 1 P	31/06	
A 6 1 P	31/12	
A 6 1 P	31/16	
A 6 1 P	43/00	1 2 1
A 6 1 K	39/00	G

【手続補正書】

【提出日】平成20年10月16日(2008.10.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

呼吸器感染の処置または予防のための処方物であって、該処方物は、

乾燥した肺内への吸入による投与のために適切な乾燥粉末の形態の、呼吸器感染の処置または予防のための治療剤、診断剤または予防剤

を含有し、該乾燥粉末は、約1ミクロン未満の幾何学的直径を有しかつ少なくとも約5ミクロン～約15ミクロンの体積中央幾何学的直径を有するナノ粒子の凝集体を含有し、該ナノ粒子凝集体は、1ミクロン～30ミクロンの凝集体直径を有し、そして該処方物は、下気道内に沈着する凝集体については3.3μm未満のFPF<sub>TD</sub>を有する凝集体、または中気道から下気道内に沈着する凝集体については5.8μm未満のFPF<sub>TD</sub>を有する

凝集体を含む、処方物。

【請求項 2】

結核症、重症急性呼吸器症候群（S A R S）、髄膜炎菌性髄膜炎、R S ウィルス（R S V）、インフルエンザ、および痘瘡からなる群より選択される疾患の処置のための薬剤を含有する、請求項 1 に記載の処方物。

【請求項 3】

慢性呼吸器感染または薬剤耐性呼吸器感染の処置のための、請求項 1 に記載の処方物。

【請求項 4】

結核症、特に、多剤耐性結核症の処置のための、請求項 1 に記載の処方物。

【請求項 5】

ワクチンのナノ粒子凝集体を含有する、請求項 1 に記載の処方物。

【請求項 6】

抗生物質、抗ウイルス物質およびこれらとワクチンとの組み合わせからなる群より選択される生物活性剤を含有する、請求項 1 に記載の処方物。

【請求項 7】

カブレオマイシン、P A - 8 2 4、リファピシン、リファベンチン、キノロン、アパルフロキサシン、ガチフロキサシン、C S - 9 4 0、D u - 6 8 5 9 a、シタフロキサシン、H S R - 9 0 3、レボフロキサシン、W Q - 3 0 3 4、シプロフロキサシン、およびレボフロキサシンからなる群より選択される抗生物質を含有する、請求項 6 に記載の処方物。

【請求項 8】

50重量%より高く、より好ましくは60重量%～80重量%より高い高負荷用量で、カブレオマイシンを含有する、請求項 7 に記載の処方物。

【請求項 9】

賦形剤としてロイシンを含有する、請求項 8 に記載の処方物。

【請求項 10】

アマンタジン、リマンタジン、ザナマビルおよびオセルタミビルからなる群より選択される抗ウイルス物質を含有する、請求項 6 に記載の処方物。

【請求項 11】

ワクチン単独の凝集体、または抗生物質凝集体もしくは抗ウイルス物質凝集体と組み合わせたワクチン凝集体を含有する、請求項 6 に記載の処方物。

【請求項 12】

肺送達のためのデバイスまたは投薬形態である、請求項 1 に記載の処方物。

【請求項 13】

吸入による送達のための乾燥粉末である、請求項 1 1 に記載の処方物。

【請求項 14】

前記凝集体が、4ミクロン～6ミクロンの空気力学的範囲を有する、請求項 1 に記載の処方物。

【請求項 15】

前記凝集体が、カブレオマイシンおよびロイシンを含有する、請求項 1 4 に記載の処方物。

【請求項 16】

錠剤、カプセル、ロゼンジ、粉末、エマルジョン、エアロゾル、懸濁物、および溶液からなる群より選択される形態である、請求項 1 に記載の処方物。

【請求項 17】

前記処方物が、1日に1回または1日に2回投与されるためのものであり、そして高速放出処方物である、請求項 1 ～ 1 6 のいずれか 1 項に記載の処方物。

【請求項 18】

前記処方物が、1週間に1回投与されるためのものであり、そして低速放出処方物である、請求項 1 ～ 1 6 のいずれか 1 項に記載の処方物。

## 【請求項 19】

前記処方物が、カブレオマイシンを含有し、そして経口送達される 30 mg ~ 100 mg のカブレオマイシンに等価な投薬量で、カブレオマイシンの投与を必要とするヒトに投与されるためのものである、請求項 1 ~ 16 のいずれか 1 項に記載の処方物。